

重要事項説明書

利用者様(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護及び介護予防訪問看護及び医療訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、ご説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 31・26 号)」の規定に基づき、指定介護予防訪問看護・指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護及び介護予防訪問看護及び医療訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	コミュニティケア&キュア株式会社
代表者氏名	代表取締役 伊藤公介
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市鶴見区横堤五丁目 13 番 45 号 06-6991-8294
法人設立年月日	平成 26 年 3 月 10 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ココの訪問看護
介護保険指定 事業所番号	2769290350
医療保険指定 事業所番号	9290350
事業所所在地	大阪市鶴見区横堤五丁目 13 番 45 号グリーンパーク桜花 405 号
連絡先 相談担当者名	TEL:06-6914-4603 FAX:06-694-4607 管理者 木村 直子
事業所の通常 事業の実施地域	大阪市城東区、鶴見区、守口市等

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り、自立した日常生活を営むことが出来るように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
運営の方針	1)利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるように療養上の支援を行います。 2)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちサービスを提供するように努めます。 3)訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)事業所窓口の営業日及び営業・サービス提供時間

営業日	月～金曜日:土日祝、12/30～1/3日を除く
営業時間	9時～18時 (サービス提供時間:9時30分～17時30分)

(4)事業所の職員体制

管理者(看護師)	木村 直子	
職種	常勤	非常勤
看護師	3	1
准看護師		
理学療法士		
作業療法士		
事務員		1

3 提供するサービス内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。
介護予防訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事および排泄等日常生活の世話 ④床ずれの予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑥利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2)提供するサービスの利用料、利用者負担額について

【介護保険利用料金】2024年6月現在(大阪市:2等地 11.12円)

【要支援】

《看護師・准看護師訪問》(1回あたりのご利用料金)

*20分未満の訪問は、20分以上の訪問が週1回以上、居宅サービス計画に含まれている場合算定可能

		利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満(I1)		3,369円	337円	673円	1,010円
看護師	303単位				
准看護師	273単位	3,035円	303円	606円	909円
30分未満(I2)		5,015円	502円	1,004円	1,506円
看護師	451単位				
准看護師	406単位	4,514円	451円	902円	1,354円
30分以上1時間未満(I3)		8,829円	882円	1,765円	2,648円
看護師	794単位				
准看護師	715単位	7,950円	793円	1,586円	2,379円
1時間以上1時間30分未満(I4)		12,087円	1,212円	2,424円	3,636円
看護師	1,090単位				
准看護師	981単位	10,908円	1,090円	2,181円	3,272円

《理学療法士・作業療法士・言語聴覚士》(1回あたりのご利用料金)

*看護師の初回及び定期的な訪問が必要となります。*12月を超えた場合は減算。(利用料:-55円)

		利用料	1割負担	2割負担	3割負担
40分(I5×2)	568単位	6,316円	631円	1,263円	1,894円
60分(I5・2超)	852単位	9,474円	947円	1,894円	2,842円

【要介護】

《看護師・准看護師訪問》(1回あたりのご利用料金)

*20分未満の訪問は、20分以上の訪問が週1回以上、居宅サービス計画に含まれている場合算定可能

		利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満(I1)		3,491円	349円	698円	1,047円
看護師	314単位				
准看護師	283単位	3,146円	314円	629円	944円
30分未満(I2)		5,237円	524円	1,047円	1,571円
看護師	471単位				

准看護師	424 単位	4,714 円	472 円	943 円	1,414 円
30 分以上 1 時間未満 (I 3)		9,151 円	915 円	1,830 円	2,745 円
看護師	823 単位				
准看護師	741 単位	8,239 円	823 円	1,647 円	2,471 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満 (I 4)		12,543 円	1,254 円	2,508 円	3,763 円
看護師	1,128 単位				
准看護師	1,016 単位	11,297 円	1,129 円	2,259 円	3,389 円

《理学療法士・作業療法士・言語聴覚士》(1 回あたりのご利用料金)
 *初回・月 1 回は看護師の定期的な訪問が必要となります。

		利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
40 分 (I 5×2)	588 単位	6,538 円	653 円	1,307 円	1,961 円
60 分 (I 5・2 超)	794 単位	8,829 円	882 円	1,765 円	2,648 円

その他加算【加算料金】

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算	25%加算		25%加算	50%加算

加算名称	算定回数	利用料	1 割	2 割	3 割
初回加算 (300 単位)	初回又は 計画変更時	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
<ul style="list-style-type: none"> 初めて当事業所の訪問看護を受けた場合 退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません 過去 2 ヶ月間、当事業所から訪問看護を受けておらずに、新たに訪問看護を受けた場合(計画変更) 要支援⇔要介護間で介護度変更となった場合 *過去 2 ヶ月間に、当該訪問看護ステーション等が医療保険での訪問看護を提供した場合は、介護保険の訪問看護が初回であっても算定できません。					
退院時共同指導加算 (600 単位)	1 回につき	6,672 円	668 円	1,355 円	2,002 円
*入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。					
緊急時訪問看護加算 (574 単位)	月に 1 回	6,520 円	652 円	1,304 円	1,957 円
*利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合のみ加算させていただきます。					

特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	月に1回	5,560円	556円	1,112円	1,668円	
*厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。 ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。						
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	月に1回	2,780円	278円	556円	834円	
*厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるご利用者様 ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態						
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	月に1回	6,116円	612円	1,224円	1,835円	
(Ⅱ) (200単位)	月に1回	2,224円	223円	445円	668円	
長時間(介護予防)訪問看護加算 (300単位)	1回につき	3,336円	334円	668円	1,001円	
*特別管理加算の対象者に対して、1時間30分以上の訪問がケアプランに必要な位置づけておられており、1回の時間が1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き、訪問看護を行う場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、訪問看護ステーションが別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。						
加算名称	算定回数	利用料	1割	2割	3割	
*ターミナルケア加算 (2000単位)	死亡月に1回	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	
*在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む)に加算。						
*看護・介護職員連携強化加算 (250単位)	1月に1回	2,780円	278円	556円	834円	
・たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に関わる計画の作成の支援等を行った場合に加算。						
複数名訪問看護加算(Ⅰ) *2人の看護師等 (254単位) (402単位)	30分未満	1回につき	2,824円	283円	565円	848円
	30分以上	1回につき	4,470円	447円	894円	1,341円
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	30分未満	1回につき	2,235円	224円	447円	671円

*看護師等と看護補助者 (201 単位) (317 単位)	30 分 以上	1 回に つき	3,525 円	353 円	705 円	1,058 円
サービス提供体制加算 (Ⅰ)(6 単位)	1 回につき		66 円	7 円	14 円	20 円
(Ⅱ)(3 単位)	1 回につき		33 円	4 円	7 円	10 円

*当事業所と同一の建物若しくは、同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

*当事業所と同一の建物若しくは、同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

*サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護計画の見直しを行います。

*主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

*【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

【訪問看護料金表】:医療保険 2024 年 6 月現在

医療保険		負担割合	
後期高齢者(75 歳以上)		1 割	*現役並み所得者の方は 3 割
社会 保険	国民 健康 保険	高齢受給者(70~74 歳)	*現役並み所得者の方は 3 割
		一般(70 歳未満)	3 割

*[限度額適用認定証]、[特定医療費(指定難病)受給者証]、[医療証]、[自立支援医療受給者証(精神)]等、お持ちの方はご提示下さい。

【基本利用料金明細】

		利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護管 理療養費	月の初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目以降(1 日につき)	3,000 円	300 円	600 円	900 円

訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで (1日につき)		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准	5,050円	505円	1,010円	1,515円
*理学・作業療法士、言語	週4日目以降 (1日につき)		6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准	6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費Ⅱ	週3日目まで (1日につき)		2,780円	278円	556円	834円
		准	2,530円	253円	506円	759円
*同一建物居住者1日に3人以上	週4日目以降 (1日につき)		3,280円	328円	656円	984円
		准	3,030円	303円	606円	909円

精神科 訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで (1日につき)	30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
			准	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満	准	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目以降 (1日につき)	30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
			准	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満	准	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科 訪問看護基本療養費Ⅲ *同一建物居住者1日に3人以上	週3日目まで (1日につき)	30分以上		2,780円	278円	556円	834円
			准	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満	准	2,130円	213円	426円	639円
	週4日目以降 (1日につき)	30分以上		3,280円	328円	656円	984円
			准	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満	准	2,550円	255円	510円	765円
		准	2,360円	236円	472円	708円	

料金＝訪問看護管理療養費(初日＋2日目以降の訪問回数)
 ＋(精神/医療)訪問看護基本療養費(週3日目までの回数分＋週4日目以降の回数分)＋加算料金

【加算料金】*医療・精神共通

		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加	月1回(*同意が)	6520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算	1日につき	2,650円	265円	530円	795円
夜間(18時～22時)・	1日1回	2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加	週1回(90分超)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
特別管理加算Ⅰ	月に1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
*厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるご利用者様 ・在宅悪性腫瘍患者指導もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。 ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。					
特別管理加算Ⅱ	月に1回	2,500円	250円	500円	750円

*厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるご利用者様
 ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態
 ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

情報提供療養費1	月に1回	市町	1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3	*同意が	入院・				
退院時共同指導加	月2回限度		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日		6,000円	600円	1,200円	1,800円
ターミナルケア療養			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
(難病等/精神科)	1日につ	1日2	4,500円	450円	900円	1,350円
複数回訪問加算*	き	1日に	8,000円	800円	1,600円	2,400円

【医療:複数名訪問看護加算*1/在宅患者緊急時等カンファレンス加算】

担当者	同行者	回数制	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
看護師 准看護師	看護師、保健師、助産師、 准看護師	週1回 のみ	4,500円	450円	900円	1,350円
			3,800円	380円	760円	1,140円
保健師 助産師	看護補助者(週3日 限度)	1日に	3,000円	300円	600円	900円
		1日に	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日に	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレン		月2回	2,000円	200円	400円	600円

【精神:複数名訪問看護加算*1】

精神科複数 数名 訪問看護 加算	担当	同行者	回数制	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	看護 師 保健 師	保健師、 看護師 作業療法 准看護師	1日に1	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日に2	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			1日に3	14,500	1,450円	2,900円	4,350円
			1日に1	3,800円	380円	760円	1,140円
			1日に2	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			1日に3	12,400	1,240円	2,480円	3,720円

*1:同一建物での複数名・回訪問の場合は、減算

●保険適用外料金

死後の処置	20,000円
受診同行	3,000円

●乳幼児加算 1300円/月

別に厚生労働大臣が禎練る疾病に当たる方 1800円/月

オンライン資格確認に関わる情報取得や活用に関する評価 50円/月

4. その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運
-----	---------------------------

	<p>営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、実費地域を超えてから片道 16km 未満 2,000 円、16km 以上 3,000 円を請求致します。</p>
休日の訪問	<p>定期訪問が、当事業所の休日にあたる場合、別途1回5,000円を実費請求致します。（*緊急訪問以外）</p>

キャンセル料	<p>サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</p>	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料不要
	12 時間前までのご連絡の場合	1 提供あたり、料金 1,000 円を請求致します。
	12 時間前までにご連絡がない場合	1 提供あたり、料金 2,000 円を請求致します。

*但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求致しません。

5 利用料利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け(郵送)します。</p>
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要な事があります。)</p>

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。

相談担当者氏名 木村 直子 TEL:06-6914-4603 FAX:06-6914-4607

受付日及び受付時間 平日 9 時～18 時

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 木村 直子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。
- (7)

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険(事業活動包括保険)
補償の概要	業務遂行上の賠償保護、管理受託物賠償保険

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

15 サービス提供の記録

- ① 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応報告書」を作成します。担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

主に、併設事業所の居宅介護支援事業所管理者を中心として対応を行う。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の

聞き取りや事情の確認を行う。

また管理者は、職員等に事実確認を行う。相談担当者は把握した状況を職員とともに検討を行い、時下の対応を決定する。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へ必ず対応方法や今後の再発防止策を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する。)

その他参考事項

処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行う。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を協議する。

事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法をご利用者の立場に立って検討し、対処する。

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	ココの訪問看護 大阪市鶴見区横堤五丁目 13 番 45 号 405 tel06-6914-4603 fax06-6914-4607 受付時間 9:00～18:00
【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	大阪市鶴見区役所 介護保険担当 ・大阪市鶴見区横堤5丁目4-19 ・電話番号 06-6915-9859 ・受付時間 9時～17時
市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	大阪市城東区役所 介護保険担当 大阪市城東区中央3丁目5-45 ・電話番号 06-6930-9857 ・受付時間 9時～17時

市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	大阪市旭区役所 介護保険担当 大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号 ・電話番号 06-6957-9859 ・受付時間 9 時～17 時
市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 大阪府中央区船場中央 3-1-7-331 電話番号 06-6241-6610 受付時間 9 時～17 時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 ・電話番号 06-6949-5418 ・受付時間 9 時～17 時

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	おおさか介護サービス相談センター 大阪府国民健康保険団体連合会	06-6766-3800 06-6949-5418
------------	------------------------------------	------------------------------

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	

評価結果の開示状況	
-----------	--

19 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表します。

20 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【緊急連絡先】

主治医	医療機関名	
	主治医名	
	所在地	
	電話番号	
ご家族	氏名・続柄	続柄
	住所	
	電話・携帯	
	勤務先・電話	勤務先名 電話番号

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 26 号)」「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定

める条例(平成 25 年大阪市条例第 31 号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市鶴見区横堤五丁目 13 番 45 号
	法人名	コミュニティケア&キュア株式会社
	代表者名	代表取締役伊藤公介
	事業所名	ココの訪問看護
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

この規定は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。